

定期監査結果の概要（11月～1月実施）

1 監査対象部局

教育部

2 監査実施期間

平成26年11月4日から平成27年1月26日まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、平成26年4月1日から9月30日までに執行されたものを対象とした。

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

5 監査の結果

(1) 伝票処理に関しては、適正に行われていた。

(2) 契約事務に関しては、監査事務局長の指摘事項とした次に掲げるものを除き適正に行われていた。

ア 年度当初における予算執行伺及び契約締結伺に係る決裁手続きにおいて、見積書提出日、決裁権者等に誤りが見受けられたこと

(3) 歳入調定及び収入事務に関しては、適正に行われていた。

(4) 補助金等の交付事務に関しては、適正に行われていた。

(5) 現金・備品管理に関しては、適正に行われていた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭等で改善の指示を行った。

6 監査の着眼点及び方法

着眼点（5項目）を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

(1) 伝票処理が適正に行われているかに関しては、伝票の内容を確認した。

(2) 契約事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、契約内容を

確認した。

- (3) 歳入調定及び収入事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、歳入調定票の内容を確認した。
- (4) 補助金等の交付事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、一連の関係書類の内容を確認した。
- (5) 現金・備品管理が適正に行われているかに関しては、現金・備品の管理状況及び備品管理票の内容を確認した。

7 その他主な意見

財務事務監査のほか、経営に係る事業管理の視点から抽出により、担当課から資料提供を受け、事務の執行等について説明を求めましたが、今後検討を要すると思われる事項について、次のとおり意見を付すものとします。

- (1) 現行、本市の市立幼稚園における預かり保育は、秦野市立幼稚園における預かり保育実施要領（以下「要領」という。）に基づき、実施主体を市立の各幼稚園として、その幼稚園の教諭及び預かり保育を受ける子どもたちの保護者の代表で組織する預かり保育運営委員会（以下「委員会」という。）が実質的に事業を運営し、保育現場の実態に即した事業が展開されている。

しかし、要領の規定では、預かり保育の実施主体は各幼稚園であり、その事業運営は幼稚園ごとに組織された委員会に任されているものと一応は解釈できるものの、保育指導員の雇用の仕方、事業に係る会計処理の方法、幼稚園施設の利用関係等の実態を考慮した場合、事業の実施主体である本市の位置づけや事業の運営組織である委員会が担う役割が明確になっていない現状が見受けられる。

また、預かり保育の事業運営は、市とは独立した任意団体である委員会に対し実質上は委託しているものとするならば、職員の雇用、会計処理等の業務をすべて委員会に任せているとの解釈が可能であるため、委員会に雇用された職員への損害賠償、職員の業務上の負傷等については、基本的に市は責任を負わないことになるが、一方、委員会は幼稚園の組織の一部であると解釈するならば、職員は市が直接雇用し、事業会計は市が処理すべきであり、職員への損害賠償、職員の業務上の負傷等についても、市が全面的に責任を負うことになるため、市と委員会の責任の所在が不明確になっている点が憂慮されるところである。

今後、本市の市立幼稚園で実施する預かり保育については、平成27年度から施行される国の地域・子ども子育て支援事業のうち「幼稚園型一時預か

り事業」として、法律上明確な位置づけがなされることとなり、前述のような問題が発生する可能性はなくなる方向にはあるが、本市では、平成28年度から新制度を導入する予定になっていることから、新制度へ移行する間においても、預かり保育に係る事故や事件など緊急時の対応に関しては、児童や保護者の安心安全をより確保するため、保育指導員の身分保障や市の責任の所在を明確にしておく必要があると考える。

従って、現行制度の中でも、要領の規定内容と事業運営の実態との整合性が図られるよう、市と委員会との根本的な事業運営のあり方や役割を今一度整理するとともに、市と委員会の位置づけについては、疑義が生じることのないよう、早急に要領が改正されることを要望する。